

第9回

【応援商品券取扱事業者の皆様へ】

令和7年12月25日
草津町長 黒岩信忠

草津町くらし応援商品券の使用期限及び換金期限について（ご確認）

令和8年1月より、国の物価高騰対策に係る交付金を活用し、「**第9回 草津町くらし応援商品券事業**」を実施いたします。

つきましては、応援商品券を取り扱う事業者の皆様は、以下の「**換金手続きについて**」をご確認いただき、換金請求をしてください。

また、令和7年12月1日から実施している「**第8回 草津町くらし応援商品券**」と、使用期限及び換金期限が異なりますので、取扱には十分ご注意いただきたく、ご理解ご協力を賜りますよう、ご確認願います。

【商品券の違い】

第9回 草津町くらし応援商品券



使用期限 令和8年3月31日

換金期限 令和8年4月30日

第8回 草津町くらし応援商品券



使用期限 令和8年2月28日

換金期限 令和8年3月31日

換金手続きについて

1 换金に必要となるもの

- ・応援商品券取扱明細票兼請求書（様式第3号）（以下「請求書」といいます。）
※役場住民課窓口又は草津町役場ホームページで取得できます。
- ・取扱いをした使用済みの応援商品券（以下「取扱商品券」といいます。）

2 换金請求方法

- ①請求書に必要事項を記入
- ②取扱商品券裏面の「引換者（店）」欄に、記名又は社判等で押印
- ③役場住民課窓口に、上記①及び②を持参し請求
- ④住民課にて請求書の内容と取扱商品券の枚数を確認後、受付完了
※取扱商品券は、表紙からはずして、バラで提出してください。
※換金申請は、回別に仕分けし、それぞれ専用の請求書にて行ってください。
※請求内容不一致の場合は、事業者での再確認をお願いします。

3 换金方法

換金に当たっては、「口座振込」により行いますので、請求書には正確に口座情報を記載してください。

※口座番号や口座名義人のカナなどに誤りや不明瞭なものがある場合、振込ができないため、ご注意願います。

4 换金請求期間 令和8年1月21日から令和8年4月30日まで

（土・日・祝日における閉庁日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時まで）

※期限内に必ず請求していただきますよう、お願いいいたします。

（第8回、第9回ともに換金期限を過ぎますと、換金請求を受理できませんのでご注意ください。）

5 第9回の振込スケジュールについて

原則毎月15日までに請求があったものについては、当月末日までに入金し、月末までに請求があったものについては、翌月15日までに入金することを基本とします。

詳しくは、「⑤【事業者用】令和7年度 第9回 振込指定日一覧表」をご確認願います。

6 その他

応援商品券取扱事業者であることを明示する場合は、別ファイル「草津町くらし応援商品券取扱事業者証票（様式第2号）」をご活用ください。

お問合せ先

草津町役場 住民課 TEL 0279-88-7192